

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 67 号

北海道公立大学法人札幌医科大学会計規定（平成 19 年 4 月 1 日規程 43 号。）第 25 条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 8 年 3 月 13 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

1 契約及び資格の種類

令和元年度において、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人という」）が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和 8 年 3 月 13 日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学保育所運営委託業務契約

（2）資格

保育所運營業務資格（以下「資格という」）

（3）役務等の種類

札幌医科大学保育所運營業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「規則」という。）第 3 条に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）規則第 4 条の規定により法人の競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）道及び札幌医科大学が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）道税を滞納している者でないこと。

（5）暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（6）札幌市内に本・支店等の営業の拠点を有していること。

（7）令和 8 年 3 月 13 日現在で、同規模程度の事業所内（院内）保育所の運営事業を引き続き 2 年以上営んでいること。

（8）以下の職員を雇用している者であること。

保育士 16 名以上

栄養士 1 名以上

調理師 1 名以上

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等共同組合又は、協業組合が次のいずれかに該当するときは、2 の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

（1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

（2）中小企業等協同組合法第 3 条第 4 項に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和 8 年 3 月 13 日から令和 8 年 3 月 19 日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局総務課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により継承した者。
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの。
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものの。

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期限及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期限

資格の有効期限は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき、資格を失う。

(備考)

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則抜粋

第3条 売買、賃貸、請負その他の契約につき会計規程第25条に規定する競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第4条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。